

## 身体拘束等適正化のための指針

### 1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

#### (1) 障害福祉・児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の三要件

利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。例外的に以下の3つの要件を全て満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。

### 2. 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

身体拘束の廃止に向けて、「身体拘束適正化検討委員会」を設置するとともに身体拘束に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

### 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 身体拘束の廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。
- (2) 研修は年2回実施。
- (3) 研修内容は、記録に残し保存します。

### 4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法・対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならぬ場合は、以下の手順に従って実施します。

#### (1) 身体拘束適正化委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、各関係部署の代表が集まり、①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて評価、確認をします。また当該利用者の家族等と連絡各をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じができるか協議します。上記3要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認します。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を隨時行います。

#### (2) 利用者本人や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人又は保護者に同意を得た上で実施します。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

#### (3) 記録と再検討

その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していきます。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、職員に周知します。なお、身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

#### (4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

### 5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当事業所の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が、自由に閲覧できるように据え置きます。

### 6. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、拘束を正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。